

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（**1世帯あたり3万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から8月までに家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**3万円**

給付金の支給時期

令和5年8月中旬から順次支給を開始します。詳細については支給決定通知書にてお知らせいたします。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月～8月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

確認書または**支給のお知らせ**が届きます

令和5年6月1日時点で住民登録のある市区町村から確認書等が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：令和5年9月30日(土)(消印有効)

※窓口での受付は9月29日(金)まで

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書配布先】掛川市HPからダウンロードまたは、掛川市役所、各支所。

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた「**確認書**」または「**支給のお知らせ**」を送付します。

※令和4年度に「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を支給された世帯で令和4年10月1日以降に世帯に転入者がいない場合は「**支給のお知らせ**」が送付されます。

「**確認書**」が届いた方は必要事項を記入して、指定期限までに**返送してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③世帯の中に住民税課税となる所得がある未申告者がいないこと



「**支給のお知らせ**」が届いた方は手続きの必要はありません。口座情報の変更等をする場合は必要事項を記入して、指定期限までに**返送してください**。

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 対象となる世帯には、**確認書**または**申請書を送付**します。
- 必要事項を記入して、添付書類と一緒に郵送でご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書および申立書に必要事項を記入して、添付書類とともに窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

! 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の「**振り込み詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



お問い合わせ

掛川市コールセンター

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」窓口



0537-21-1217

受付時間 平日9:00～17:00